

奈良県産官学連携による魅力ある地域づくり支援事業 概要

事業の目的

産・官・学の連携による、地域課題解決のための新たな調査・研究や、地域の多様な資源を活かした創意あふれる活動など、より効果的で実効性のある地域の取組を支援することにより、魅力ある地域づくりにつなげ、振興を図る。

対象事業・予算額

◇事業名称（補助要綱名称）

産官学連携による魅力ある地域づくり支援事業

（奈良県産官学連携による魅力ある地域づくり支援補助金交付要綱）

◇補助対象事業

産官学の連携による魅力ある地域づくりに資する

ソフト事業（連続した最長3年間※毎年審査・採択が必要）

◇予算額

50,000千円

南部・東部地域 30,000千円
上記以外の地域 20,000千円
※どちらかの地域で執行残が発生する場合は、
地域間で流用する可能性あり

◇補助率

補助対象事業の実施地域が南部・東部地域とその他の地域で異なる補助率を適用

・南部・東部地域のみ、または含む：1/2以内

・その他（南部・東部地域以外のみ）：1/3以内

◇補助上限額・下限額等（補助ベース）※予算の範囲内で交付

・補助上限額：単年：10,000千円

ただし、3年間の事業に対する総額は、

20,000千円

・補助下限額：250千円／年・件

◇補助対象事業者と連携イメージ



法人格を有する民間事業者、市町村と民間事業者で組織する団体



市町村、一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する団体



高等専門学校、短期大学、大学、大学院

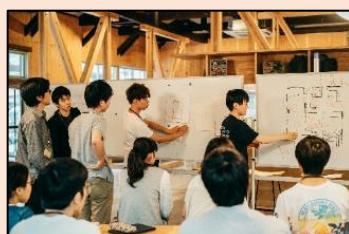


【想定する補助対象事業 例】

- ・民間事業者と協働で地域の魅力を活かしたイベント等の開催
- ・大学研究室等のフィールドワーク、誘致活動への支援、活動経費支援
- ・デジタル技術を活用した住民サービス向上につながる取組への支援
- ・移住定住促進に向けた官民連携の取組、廃校利用等のための調査・研究、設計委託 等

事業の効果

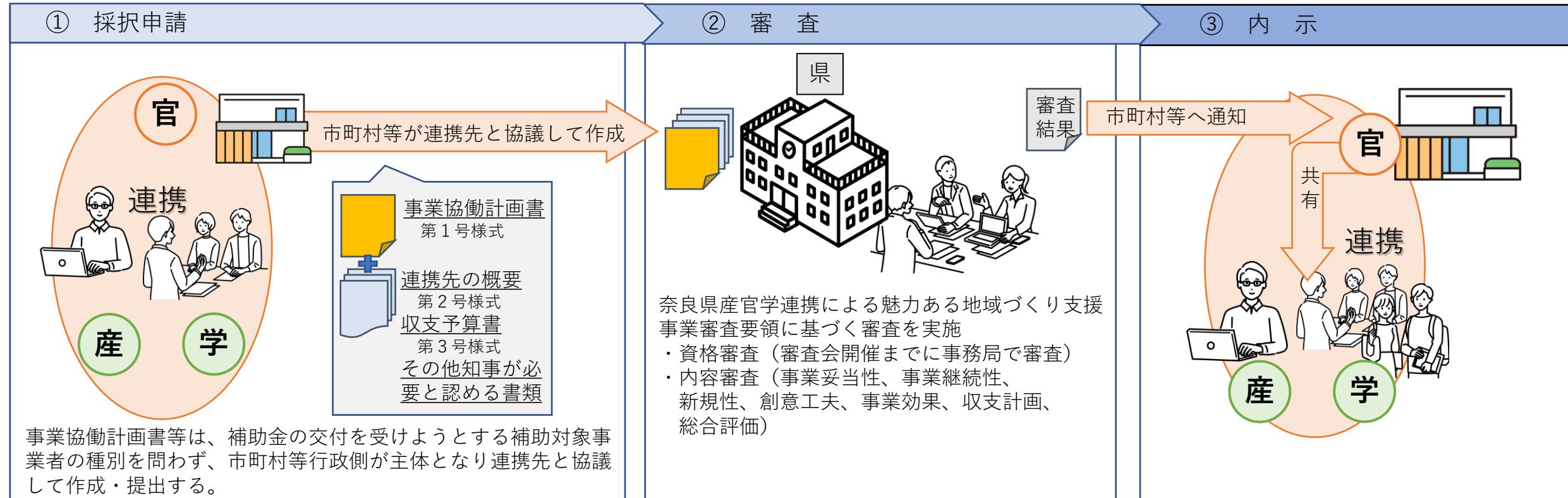
- ・交流の拡大と新たな取組により、地域の活力向上や持続的発展につながる。
- ・研究成果等のフィードバックにより、新たな知見やアイデアを得ることができる。
- ・学生等が新たな関係人口となるほか、移住・定住につながることが期待できる。
- ・学生等の来訪・滞在による経済効果増。
- ・大学等における研究等が充実し、成果の向上が期待できる。
- ・民間事業者の規模拡大や新たな産業の創出につながる。



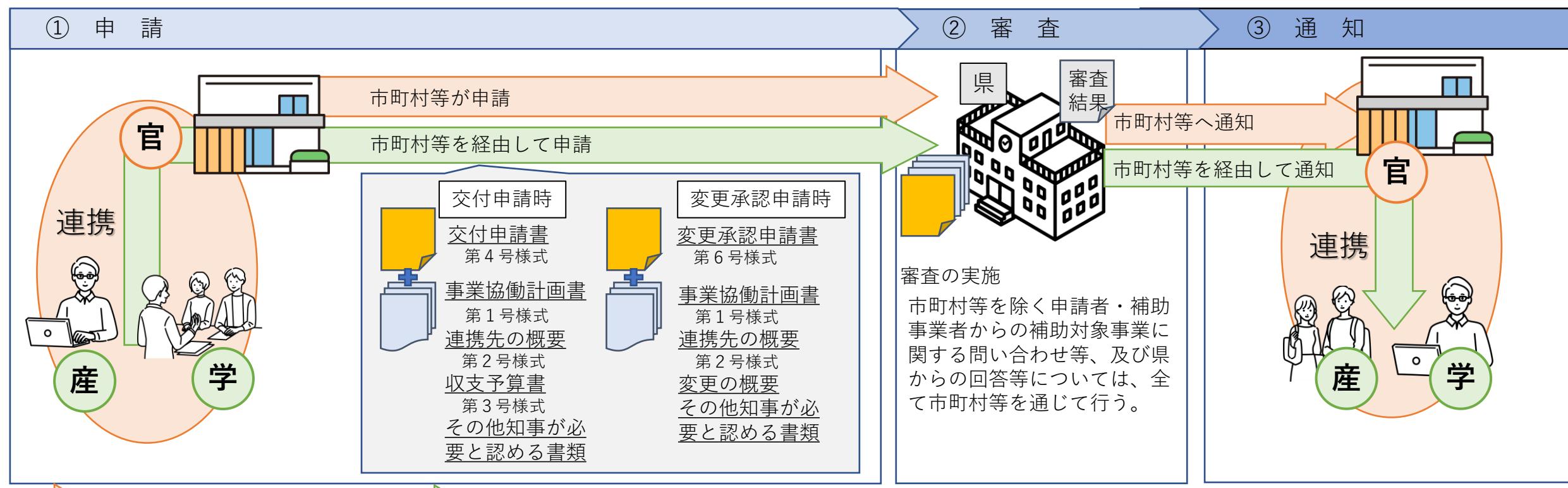
大学生による
フィールドワーク

御所まち“宝湯”

1. 採択申請・内示



2. 補助金交付申請・交付決定、変更等承認申請・承認

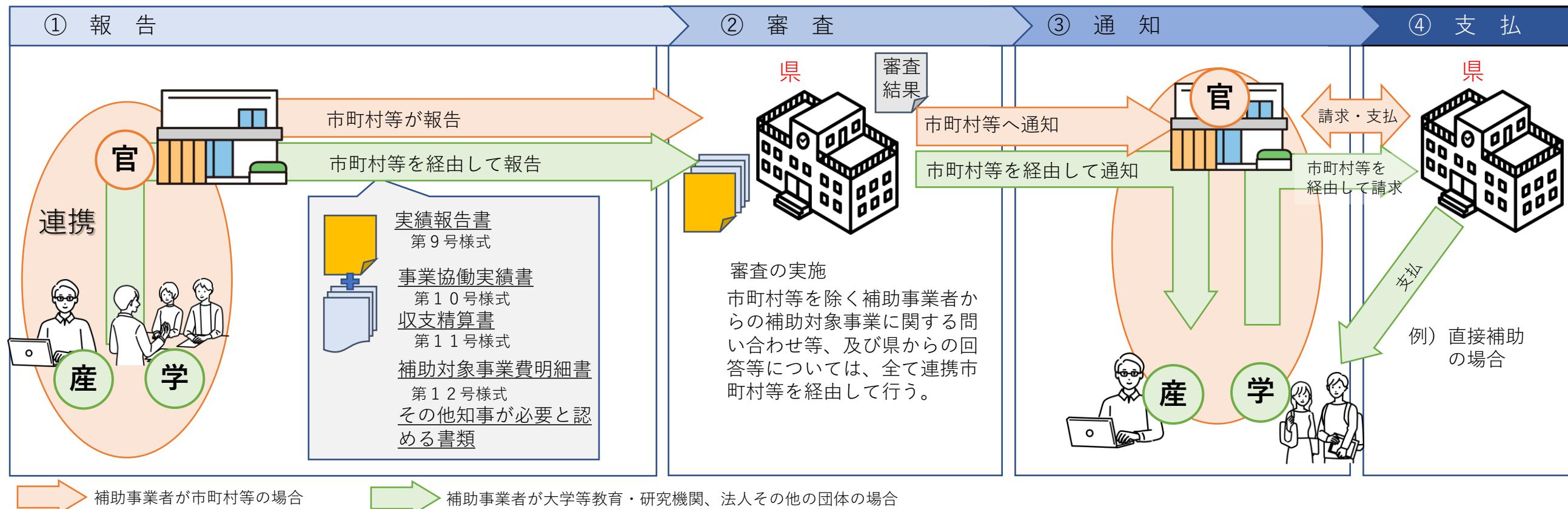


申請者・補助事業者が市町村等の場合

申請者・補助事業者が大学等教育・研究機関、法人その他の団体の場合

- 市町村等の産官学連携による地域づくりを連携先間と積極的に進めるため、申請者・補助事業者が大学等教育・研究機関、法人・その他の団体の場合は、全ての手続きについて連携市町村等を経由すること。

3. 実績報告・補助額確定通知・補助金の支払



補助事業者が市町村等の場合

補助事業者が大学等教育・研究機関、法人その他の団体の場合

- 市町村等の産官学連携による地域づくりを連携先間で積極的に進めるため、申請者・補助事業者が大学等教育・研究機関、法人・その他の団体の場合は、全ての手続きについて連携する市町村等を経由すること。
- 概算払（補助要綱第12条関係）については、③④の手続きに同じ

4. 令和7年度 スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
募集期間 内容確認 資格審査	審査会採択内示	申請・交付決定									完了・ 実績報告
											事業実施（※指令前着手届を出した場合）

5. 補助対象、補助率等

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域の多様な資源を活かしつつ、補助対象事業者相互の協働・連携により、地域課題解決のための新たな調査・研究や創意あふれる活動により地域の振興に資する事業のうちソフト事業とする。

2 次に掲げる事業は補助対象としない。

(1)公営企業その他独立採算を原則としている事業

(2)第5条に定める補助下限額に満たない事業

(補助対象事業費及び補助率、補助限度額並びに補助下限額)

第5条 補助金の交付の対象となる事業費（以下「補助対象事業費」という。）及び補助率、補助限度額並びに補助下限額は、次のとおりとする。なお、補助金の額に千円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額とする。

補助対象事業費 右記①、②のうち知事が適当と認めるもの	① 報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料、賃借料及び原材料費 ② 負担金（市町村が共同で実施主体となって実施する事業で、その費用を負担するもの）、補助金及び交付金 ② の使途については、①の項目に限るものとする。 なお、次に掲げる経費は補助対象としない。 ・事業に係る市町村等の職員の人工費 ・市町村等を除く補助対象事業者の構成員に対する人工費 ・一般管理費
補助率	補助対象事業の実施地域 奈良県美しい南部・東部地域を県と市町村が協働して振興を図る条例（令和4年4月1日施行）第2条第2号に規定する南部・東部市町村を含む 補助率 1／2以内
補助限度額	10,000千円 ただし、同一事業計画は最長3年間とし、3年間の補助限度額の総額は20,000千円とする。
補助下限額	補助対象事業ごとに250千円

2 国、県等他の補助金のほか、当該事業の実施を条件として収入される収益、分担金、指定寄付金は補助対象事業費から除く。

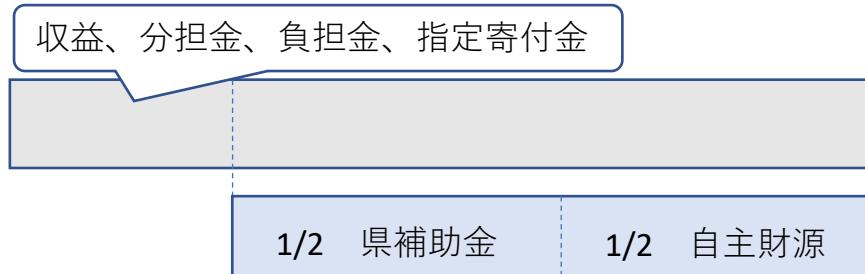
（適用例）

例1) 補助対象事業者が大学等教育・研究機関、法人その他団体で、事業対象地域に南部東部地域を含む場合

a) 県補助金と自主財源のみ



b) 県補助金のほか、収益・分担金・負担金・指定寄付金がある



例2) 補助事業者が南部東部地域市町村等の場合

